

総合特別区域評価・調査検討会における評価結果の概要(平成25年度)

2. 分野等別状況 (2)地域活性化総合特区 ⑤農林水産業分野(8/9)

	評価区分(*1)	総合評価 (IとIIの平均値にIIIを加味)	I 目標に向けた取組の進捗に関する評価	II 支援措置の活用と地域独自の取組の状況	III 現地調査時の指摘事項及び対応状況等(*2)	総合評価に係る専門家所見(主なもの)
競争力と持続力を持つ交流6次化モデルの構築特区(山梨県南アルプス市)	正	B 3.7	B 4.0 進捗度 ・就農人口(※) ・遊休農地面積(※) ・周遊観光入込(※) ・人口の社会増減(※) 等 (※)は定性的評価	B 3.8 規制の特例等 ・農振法及び農地法に係る協議・許可等の効率化(内閣府・農水省・県・市の4者協議)等 地域独自の取組 ・地域ファンドの創設(市独自の貸付制度)	-0.25	<p>・六次産業化拠点施設が完成しなければ効果が発現しない(※1)というのはあまりにも一点主義ではないか。ハード整備がすべてを解決するというわけではない。</p> <p>・他方、地域ブランド化にむけた事業母体の設立、農業生産法人や食品サービス業とのマッチングによる法人設立等、事業の担い手づくりが進められている(※2)ことは重要な成果と考えてよい。</p> <p>(※1)評価書において、「平成27年度の農業6次化拠点施設の完成まで数値実績が進捗せず、他に事業の進捗を測る定量的な代替指標の設定もできないことから、この間は定性的な評価を行う」とされている。</p> <p>(※2)地域ブランド化を進めるための「株式会社南アルプスプロデュース」が設立されたほか、農業生産法人、生産者、食品サービス業者と共同出資による新たな法人の設立が進められている。</p>

◆評価書は[こちら](#)

◆評価結果は[こちら](#)

*1)「正」とは正評価、「準」とは準評価を意味する。

*2)「III」については、「地方公共団体による総合評価の状況」についても評価している。